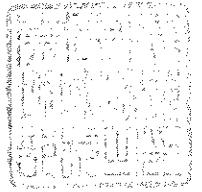


業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和元年 6月24日

奈良県地域振興部長 山下 保典



## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

未指定仏像実態把握調査事業業務

### (2) 業務の目的

本県に所在する国・県の文化財指定を受けていない仏像の中から、学術上及び本県の歴史や文化を理解するうえで重要と思われる物件を選定し、現地における実態調査を行い、指定候補物件の充実を図るとともに、「なら歴史芸術文化村」における要修理物件候補の基礎資料とする。

### (3) 業務の内容

①調査対象物件（30件相当）の選定

②調査票様式の作成

③現地における実態把握調査を行い、以下のデータを収集する。

・写真（正・側・斜側・背の各面および頭部、像底、その他彩色文様等、特徴的な細部）

・調書（形状、品質・構造、修補・損傷、法量、銘記、伝来等、その他保存措置のための情報〈損傷度・修理の緊急性・保存環境・所有者の意思、体制等〉）

④収集したデータを調査票に入力

⑤各物件について、作品評価を伴う解説を付したレポートの作成

※内容の詳細は、未指定仏像実態把握調査事業業務仕様書で確認すること。

### (4) 委託予定金額

2,990千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

### (5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する未指定仏像実態把握調査事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (6) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月24日（火）まで

## 2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

②国税及び地方税を滞納していない者であること。

③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。

④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社

更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪⑨及び⑩に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫国または地方公共団体主体の「仏像」に関する調査業務を過去5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

### 3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4. 手続等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県地域振興部文化財保存課  
電話番号 0742-27-9864  
ファクシミリ 0742-27-5386  
電子メールアドレス [bunkaz@office.pref.nara.lg.jp](mailto:bunkaz@office.pref.nara.lg.jp)
- (2) 仕様書及び未指定仏像実態把握調査事業業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布  
令和元年6月24日（月）から同年7月18日（木）までの間に、(1)の事務局で

配布するほか、奈良県地域振興部文化財保存課のホームページからダウンロードするものとする。

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出

募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付等

募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

募集要項に示すところによる。

6. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他については募集要項及び仕様書に示すところによる。

以上

